

○ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関するQ & Aについて（平成 24 年 3 月 15 日厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別添</p> <p>問 1 ～問 9 （略）</p> <p>【資格確認書関係】</p> <p>問 1 0 外国人住民に係る<u>資格確認書</u>の有効期限は、日本人と同様に「次の更新日の前日」とするべきか、もしくは「在留期間満了日の翌日」とするべきか。</p> <p>（答） 外国人住民に係る<u>資格確認書</u>の有効期限は、 ①在留期間満了日が、保険者の定める<u>資格確認書</u>の次の更新日以降である場合は、「次の更新日の前日」 ②在留期間満了日が、保険者の定める<u>資格確認書</u>の次の更新日以前である場合は、「在留期間満了日の翌日」 とすることなどが考えられますが、個々のケースごとに実態に即して保険者で判断していただくこととなります。</p> <p>問 1 1 在留資格の更新毎に<u>資格確認書</u>も更新することとなるが、その都度居住確認をする必要があるか。また更新手続きは、本人の届出によるものでなければならないか。</p> <p>（答） 在留資格更新に伴う<u>資格確認書</u>の更新手続きについては、引き続き住基法の適用対象となる場合は、その都度居住確認をする必要はないと考えます。 在留資格の更新により短期滞在者となり、住基法の適用対象外となる場合は、問 8 のとおり、引き続き、国保又は後期の被保険者となります。この際は、本人の届出が必要となりますが、その都度居住確認をする必要はないと考えます。</p>	<p>別添</p> <p>問 1 ～問 9 （略）</p> <p>【被保険者証関係】</p> <p>問 1 0 外国人住民に係る<u>被保険者証</u>の有効期限は、日本人と同様に「次の更新日の前日」とするべきか、もしくは「在留期間満了日の翌日」とするべきか。</p> <p>（答） 外国人住民に係る<u>被保険者証</u>の有効期限は、 ①在留期間満了日が、保険者の定める<u>被保険者証</u>の次の更新日以降である場合は、「次の更新日の前日」 ②在留期間満了日が、保険者の定める<u>被保険者証</u>の次の更新日以前である場合は、「在留期間満了日の翌日」 とすることなどが考えられますが、個々のケースごとに実態に即して保険者で判断していただくこととなります。</p> <p>問 1 1 在留資格の更新毎に<u>被保険者証</u>も更新することとなるが、その都度居住確認をする必要があるか。また更新手続きは、本人の届出によるものでなければならないか。</p> <p>（答） 在留資格更新に伴う<u>被保険者証</u>の更新手続きについては、引き続き住基法の適用対象となる場合は、その都度居住確認をする必要はないと考えます。 在留資格の更新により短期滞在者となり、住基法の適用対象外となる場合は、問 8 のとおり、引き続き、国保又は後期の被保険者となります。この際は、本人の届出が必要となりますが、その都度居住確認をする必要はないと考えます。</p>

問 1 2 (略)

問 1 2 (略)